第一編　組織規定

第一章　総則

第一条　連合の範囲及び目的

1　この憲章を採択する諸国は、郵便物の相互交換のため、万国郵便連合と称する政府間機関の枠組みの下で、単一の郵便境域を形成する。継越しの自由は、連合の文書及びこれらの追加議定書（以下「連合の文書」と総称する。）に定める条件に従い、連合の全境域において保障される。

2　連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

3　連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

第二条　定義

1　連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1　「郵便業務」とは、連合の文書により定められ、及び規律される範囲の全ての国際郵便業務をいい、郵便物の取集、処理、送達及び配達を確保することによつて加盟国の一定の社会的及び経済的目的を達成することを主たる業務とする。

1.2　「加盟国」とは、次条に規定する条件を満たす国をいう。

1.3　「単一の郵便境域」とは、連合の文書の締約国が、連合の文書に定める条件に従い、継越しの自由を尊重した上で郵便物の相互交換を確保し、及び他の領域又は地域からの継越郵便物を差別することなく自国の郵便物と同様に取り扱う義務を負う境域をいう。

1.4　「継越しの自由」とは、仲介加盟国が、連合の文書に定める条件に従い、内国制度における郵便物に対する取扱いと同様の取扱いにより、他の加盟国への継越しのために引き渡された郵便物を送達することを確保する原則をいう。

1.5　「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等加盟国の指定された事業体により差し出される個々の物を意味する包括的な用語であり、その詳細は、万国郵便条約（以下「条約」という。）、連合の約定（第二十一条に規定するもの）及びこれらの施行規則において定める。

1.6　「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.7　「留保」とは、加盟国が、連合の文書（憲章及び一般規則を除く。）の規定の自国への適用上その法的効果を排除し、又は変更することを意図する例外条項をいう。いずれの留保も、前文及び前条に規定する連合の趣旨及び目的と両立するものでなければならない。留保については、正当な理由を有するものとし、及び当該留保が対象とする文書の承認に必要な多数によつて承認されなければならず、また、当該文書に係る最終議定書に規定する。

第三条　連合員

1　次に掲げる国は、連合加盟国とする。

1.1　この憲章の効力発生の日に連合員の資格を有する国

1.2　第十二条の規定に従つて連合員となつた国

第四条　連合の境域

1　連合の境域は、次に掲げるものから成る。

1.1　加盟国の領域

1.2　連合に包含されない地域に加盟国が設置した郵便局

1.3　連合員ではないが郵便上は加盟国に従属することによつて連合に包含される地域

第五条　例外的関係

自国の指定された事業体が連合に包含されない地域のために郵便業務を代行する加盟国は、他の加盟国の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第六条　連合の所在地

連合及びその常設機関の所在地は、ベルンとする。

第七条　連合の公用語

連合の公用語は、フランス語とする。

第八条　貨幣単位

連合の文書において用いる貨幣単位は、国際通貨基金の計算単位とする。

第九条　地域連合、特別取極

1　加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、地域連合を設立し、及び郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となつている文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2　地域連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3　連合は、地域連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第十条　国際連合との関係

連合と国際連合との関係は、その本文がこの憲章に附属している協定によつて規律される。

第十一条　国際機関との関係

連合は、国際郵便の分野における緊密な協力を確保するため、利害関係及び活動について関連がある国際機関と協力することができる。

第二章　連合への加入又は加盟、連合からの脱退

第十二条　連合への加入又は加盟、手続

1　国際連合加盟国は、連合に加入することができる。

2　国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3　連合への加入又は加盟請求の文書は、憲章その他連合の義務的な文書への加入の正式の宣言を伴わなければならない。その加入又は加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮問する。

4　国際連合加盟国でない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。諮問の日から起算して四箇月以内に自国の回答が国際事務局によつて受領されなかつた加盟国は、棄権したものとみなされる。物理的手段又は安全な電子的手段により同事務局に提出される回答には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならない。この4の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であつて、加盟国による回答の提出の際にそのデータの完全性、保全性及び秘密性を確保するものをいう。

5　加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、その通告の日から効力を生ずる。